

○上越教育大学上廣道德教育アカデミー設置要項

(平成29年12月6日学長裁定)

(設置)

第1条 上越教育大学寄附講座及び寄附研究部門に関する規程（平成29年規程第20号）第6条第1項及び第16条の規定に基づき、上越教育大学上廣道德教育アカデミー（以下「アカデミー」という。）を置く。

(目的)

第2条 アカデミーは、学校教育において教科化される道德の時間について、学校現場の教員が子どもたちに対して多様な指導法を実践することを目指し、研修と研究を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 アカデミーは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学校現場の教員を対象とした研修講座の開設・実施に関すること。
- (2) 全国に展開できる研修プログラムのモデル構築に関すること。
- (3) 教材開発や新たな指導法（教育スタイル）の探究に関すること。
- (4) その他アカデミーの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(職員)

第4条 アカデミーは、次の各号に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 統括監督者
 - (2) アカデミー所長（以下「所長」という。）
 - (3) アカデミーに兼務する教員（以下「兼務教員」という。）
 - (4) 国立大学法人上越教育大学特任教員規程（平成19年規程第27号）に定める特任教員で同規程第20条第1項第5号に該当するもの
 - (5) その他必要な職員
- 2 前項第1号に掲げる統括監督者及び同項第2号に掲げる所長は、兼務教員のうちから学長が指名する。
- 3 第1項第3号に掲げる兼務教員は、国立大学法人上越教育大学の副学長及び教員のうちから学長が命ずるものとする。

(管理運営)

第5条 アカデミーは、統括監督者の監督の下、所長が管理運営する。

(研究員)

第6条 アカデミーの業務を推進するため、学内及び学外の教員等を協力者とすることができる。

- 2 前項の協力者を研究員と称する。
- 3 第1項に規定する学外の教員等のうち研究員とすることができる者は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の教員
 - (2) 教育委員会の指導主事等
 - (3) その他所長が適当と認めた者

(運営委員会)

第7条 アカデミーの運営に関する重要事項を審議するため、上廣道徳教育アカデミー運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務の処理)

第8条 アカデミーに関する事務は、研究連携課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、アカデミーの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。